

人権委員会設置法案要綱

第一 総則

一 法律の目的

人権救済及び人権啓発を任務とする人権委員会を設置して、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 人権擁護の基本原則

1 何人も、特定の者に対し、不当な差別、虐待その他の人権を違法に侵害する行為をしてはならないものとする。 (第二条第一項関係)

2 何人も、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為をしてはならないものとする。 (第二条第二項関係)

三 国の責務

国は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする。 (第三条関係)

第二 人権委員会

一 設置

国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、人権委員会を設置するものとする。 (第四条関係)

二 任務

人権委員会は、人権救済、人権啓発を任務とするものとする。 (第五条関係)

三 所掌事務

人権委員会は、人権救済、人権啓発等の事務をつかさどるものとする。 (第六条関係)

四 職権の行使

人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。 (第七条関係)

五 組織

人権委員会は、委員長及び委員四人をもって組織し、委員のうち三人は、非常勤とするものとする。
と。（第八条第一項及び第二項関係）

六 委員長及び委員の任命等

1 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。（第九条第一項関係）

2 1の任命に当たっては、委員長及び委員のうち、男女のいずれか一方の数が二人未満とならないよう努めるものとする。（第九条第二項関係）

3 委員長及び委員の任期は三年とするものとする。（第十条第一項関係）

4 委員長及び委員は、心身の故障のため職務の執行ができない等の法定の事由に該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。（第十一条及び第十二条関係）

七 事務局等

1 人権委員会に事務局を置き、事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないものとする。（第十五条第一項及び第四項関係）

2 人権委員会は、政令で定めるところにより、事務局の事務を法務局長及び地方法務局長に委任することができるとすること。（第十五条第六項関係）

八 国会に対する報告等

人権委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないものとする。（第十八条関係）

九 内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出

人権委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長又は内閣総理大臣を経由して国会に対し、その任務を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができるものとする。（第十九条

関係）

第三 人権救済手続

一 総則

1 人権相談

(一) 人権委員会は、人権侵害行為に関する各般の問題について、相談に応ずるものとする。（第

二十条第一項関係）

- (二) 人権委員会は、(一)の相談を受けた場合において、当該相談に係る事件の実情に即した解決を図るのにふさわしい他の手続を行う機関があると認めるときは、当該相談をした者に対し、当該手続に関する情報を提供するものとする。 (第二十条第二項関係)

2 救済手続の開始

- (一) 何人も、人権侵害行為による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に対し、人権救済の申出をすることができるものとする。 (第二十一条第一項関係)
- (二) (一)の申出をする者は、他の者の権利利益を害することのないように留意しなければならない。かつ、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用してはならないものとする。 (第二

十一条第二項関係)

- (三) 人権委員会は、(一)の申出があつた場合において、相当と認めるときは、遅滞なく必要な調査をし、適切な措置を講ずるものとする。 (第二十一条第三項関係)
- (四) 人権委員会は、人権侵害行為に係る情報を得た場合において、人権侵害行為による被害の救済又

は予防を図るため必要があると認めるときは、職権で、必要な調査をし、適当な措置を講ずることが出来るものとする。 (第二十一条第四項関係)

二 調査及び救済措置

1 調査及び援助、説示等の措置

(一) 調査

人権委員会は、人権侵害行為による被害の救済又は予防に関する職務を行うため必要があると認めるときは、必要な調査をすることができ、関係行政機関に対しては、必要な協力を求めることができるものとする。 (第二十二條第一項関係)

(二) 援助、説示等の措置

(1) 人権委員会は、一 2 (一)の申出又は一 2 (四)の情報に係る事件の解決を図るため必要があると認めるときは、次の措置を講ずることが出来るものとする。 (第二十四條第一項関係)

ア 申出者等に対する助言、関係行政機関又は関係のある公私の団体への紹介その他の援助

イ 申出者等と相手方との関係の調整

(2) 人権委員会は、人権侵害行為が現に行われ、又は行われたと認める場合において、人権侵害行為による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、(1)の措置のほか、次の措置を講ずることができるものとする。こと。（第二十四条第二項関係）

ア 当該人権侵害行為をした者に対する説示

イ 当該人権侵害行為をした者に対する勧告

ウ 関係行政機関に対する通告

エ 犯罪に該当すると思料される人権侵害行為の事実についての告発

オ 実効的な措置をとることができる者に対する要請

(3) 人権委員会は、(2)アからオまでの措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為をした者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないものとする。こと。（第二十四条第

三項関係）

(4) 人権委員会が(2)イ又はオの措置を講じた場合において、当該措置に際して人権侵害行為に該当するとされた行為を違法でないとする内容の判決その他の当該措置の内容と抵触する裁判が確定

したときは、当該措置は、当該裁判と抵触する範囲において、撤回されたものとする。こと。（第

二十四条第五項関係）

2 公務員及びその所属する機関等に対する勧告

- (一) 人権委員会は、国又は地方公共団体の職員がその職務を行うについて人権侵害行為を行ったと認める場合において、人権侵害行為による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、
1(二)(1)及び(2)の措置（(2)イを除く。）のほか、次の措置を講ずることができるものとする。こと。

（第二十五条第一項関係）

- (1) 当該人権侵害行為をした者に対する勧告

- (2) 当該人権侵害行為をした者が所属する機関等に対する勧告

- (二) 人権委員会は、
(一)(1)の勧告をしようとする場合には、当該勧告の対象となる者に対し、
(一)(2)の勧

告をしようとする場合には、当該人権侵害行為をした者及び当該勧告の対象となる機関等に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならないものとする。こと。（第二十五条第二項関係）

3 勧告に係る報告及び公表

人権委員会は、必要があると認めるときは、2(一)(2)の勧告を受けた機関等に対し、当該勧告に基づきとった措置について報告を求めることができ、勧告を受けた機関等が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表するものとする。 (第二十六条関係)

4 資料の閲覧及び謄抄本の交付

人権委員会は、2(一)(1)又は(2)の勧告をした場合において、当該勧告に係る人権侵害行為の被害者若しくはその法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、当該被害者の権利の行使のため必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、関係者の権利利益その他の事情を考慮して相当と認めるときは、人権委員会が保有する当該人権侵害行為に関する資料を当該申出をした者に閲覧させ、又はその謄本抄本を交付することができるものとする (第二十七

七条第一項関係)

5 第一の二二に違反する行為に関する調査及び救済措置

人権委員会は、第一の二二に違反する行為があると思料する場合において、必要があると認めるときは、職権で、必要な調査をし、適当な措置を講ずることができるものとする。 (第二十八条第

一 項 関 係

三 調 停 及 び 仲 裁

1 通 則

(一) 調 停 及 び 仲 裁

人権委員会は、人権侵害行為に係る事件について、当事者双方又は一方から調停又は仲裁の申請がある場合において、相当と認めるときは、調停委員会又は仲裁委員会を設けて、これに調停又は仲裁を行わせるものとする。 (第二十九条第一項関係)

(二) 職 権 調 停

人権委員会は、相当と認めるときは、職権で、人権侵害行為に係る事件を調停に付することができ、
するものとする。 (第三十条関係)

(三) 人 権 調 整 委 員

(1) 人権委員会に、その行う調停及び仲裁に参加させるため、人権調整委員を置き、人権調整委員は、人権委員会が任命するものとする。 (第三十一条第一項及び第二項関係)

- (2) 人権調整委員の任期は三年とし、人権調整委員は非常勤とするものとする。 (第三十一条 第三項及び第五項関係)

2 調停

(一) 調停委員会

- (1) 調停は、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の委員で組織する調停委員会で行うものとする。 (第三十三条

第一項関係)

- (2) 調停委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならないものとする。 (第三十三条第二項関係)

(二) 意見の聴取

調停委員会は、当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取することができるものとする。 (第三十四条関係)

3 仲裁

(一) 仲裁委員会

(1) 仲裁は、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の委員で組織する仲裁委員会で行うものとする。 (第四十一条

第一項関係)

(2) 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならないものとする。 (第四十一条第二項関係)

(二) 仲裁法の適用

仲裁について、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法の規定を適用するものとする。 (第四

十二条関係)

第四 補則

一 人権相互の関係に対する配慮

この法律の適用に当たっては、救済の対象となる者の人権と他の者の人権との関係に十分に配慮しなければならぬものとする。 (第四十四条関係)

二 関係行政機関との連携

人権委員会は、この法律の運用に当たっては、都道府県労働局、児童相談所その他の関係行政機関と緊密な連携を図るよう努めなければならないものとする。 (第四十五条関係)

三 不利益取扱いの禁止

何人も、人権救済の申出等をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとする。 (

第四十六条関係)

四 規則制定権

人権委員会は、その内部規律、第三の人権救済手続その他所掌事務に関し必要な事項について人権委員会規則を定めることができるものとする。 (第四十七条関係)

第五 罰則

人権委員会の委員長又は委員が守秘義務に違反して秘密を漏らした場合の刑罰を設けるものとする。 (第四十八条関係)

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置

人権委員会の委員長及び委員の任命に関する経過措置について定めるものとする。 (附則第二条

関係)

三 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第三条

関係)

四 関係法律の規定の整備

この法律の施行に伴い、関係法律の規定を整備するものとする。 (附則第四条から第十二条まで

関係)